

「栃木市下水道事業経営戦略【改定版】（案）」に関するパブリックコメントの結果

1. 実施期間

令和7年1月23日（木）から令和7年2月21日（金）まで

2. 意見・質問等の提出方法

書面で直接、郵送、ファクシミリ、または電子メール

3. 意見・質問の提出数

6件（1名）

4. 意見・質問等と市の考え

No.	意見・質問の概要	市の考え方
1	（下水道料金についての意見） 令和6年4月1日より下水道使用料の改定を行っているが経費回収率を見ると、使用料収入で60%程度しか汚水処理費が賄えず、不足する分について一般会計からの繰入金で補てんしていることは、公共下水道の整備計画のない地区の市民からも負担させていることにもなり、不公平となることから、下水道料金は速やかにかつ段階的に、一般会計や赤字債権による負担なしに下水道の汚水事業費を賄えるレベルまで、値上げを行うべきと考える。それが無理であれば整備計画のない地区の浄化槽設置者に対し維持管理費の補助を考えるべきである。	令和6年度の料金改定により、公共下水道の経費回収率につきましては、令和7年度より100%となる見込みです。 また、農業集落排水の経費回収率は、西方・大平地区の公共下水道への編入により減少となりますが、公共下水道と農業集落排水を合わせた事業合計では、約97%の経費回収率を維持できる見込みですので、本経営戦略については、案のとおりとさせていただきます。
2	（農業集落排水施設についての意見） 農業集落排水施設の公共下水道事業への編入を、令和16年度までに4施設を編入する目標だが、公共下水道と同様に汚水処理費を使用料収入で賄うことが難しい農業集落排水地区を編入したときの公共下水道事業の経営状況の考え方に疑問が生じる。根拠を説明して欲しい。	農業集落排水を公共下水道へ編入することにより、スケールメリットが働き、効率的な運営が可能になると考えています。なお、4つの農業集落排水を公共下水道に編入後も公共下水道の経費回収率は100%を維持できる見込みですので、本経営戦略については、案のとおりとさせていただきます。
3	（農業集落排水施設についての意見） 藤岡地域の農業集落排水施設については、特殊な手法により維持管理費が高額であるため今後具体的な運営方針を決定する必要があるとなっているが、地形的に自然流下方式を選択し続けることは不可能ではと考えることから代替案として公共浄化槽の導入を提案したい。さらに下水道を人口減少により人口密度が低くなると予想されることから集合処理	藤岡地域の農業集落排水につきましては、個別処理方法を含むあらゆる可能性を排除せずに検討する必要があると考えており、本案の記載でも検討課題としておりますので、本経営戦略については、案のとおりとさせていただきます。

	から個別処理方式を選択する決断が必要ではと考える。	
4	（基準外繰入金についての意見） 「栃木市下水道事業経営戦略」16 ページ上段に、公共下水道では元金償還金の減少に伴い、令和 10 年度に基準外繰入金は 0 となる見込みです。農業集落排水では、使用料収入で維持管理費が賄えないため、今後も基準外繰入金を財源の一部として事業運営を行ないます。との記載があり、「基準外繰入金が 0 となる見込みです。」とありますが、この基準外繰入金には資本的支出分が含まれていないことから実質の他会計繰入分が不明確です。この点を踏まえて農業集落排水を含めた公共下水道全体で具体的にどの程度減少が見込まれるのでしょうか、回答していただきたい。	基準外繰入金の見込みは資本的収支も含んでおりますので、本経営戦略については、案のとおりとさせていただきます。
5	（下水道施設の管渠等更新についての意見） 地方公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。今後、施設の老朽化対策、将来的な人口減少など、経営環境が厳しさを増していくことが見込まれる中で、下水道サービスの安定的な継続を目指すには、エリア内の管渠更新計画する際、人口減少に伴う人口密度の減少を考慮した見直しを行い、人口密度が 20 人／ha に満たないエリアについては、代替案として公共浄化槽の導入の検討を行うことで、持続可能な下水道事業を実現できるものと考えます。	エリア毎の汚水処理方法は、生活排水処理構想で定める内容ですので、本経営戦略については、案のとおりとさせていただきます。 また、ご提案の公共浄化槽事業につきましては、参考にさせていただきます。
6	（基準外繰入金・下水道事業についての意見） 大平町富田猿蓐地区の市街化区域においては、市からの説明では下水道整備は平成 17 年に予定されているとの説明も聞いていましたが、近くまで整備が進んでいるのになぜか下水道整備の話も出ず 20 年以上も未整備状態です。市の下水道整備は管路が近くにあれば市街化調整区域であっても大規模開発によりある程度の戸数があることで下水道が整備されている話を聞きます。しかし私の住んでいるエリア内には約 100 世帯以上の戸数があるのにもかかわらず現在まで下水整備が行われなかった理由をお伺いしたい。	当該地区については、事業計画の区域外であることから、合併処理浄化槽の設置をお願いしております。 また、ご提案の公共浄化槽事業につきましては、参考にさせていただきます。

また、この区域では市の下水道整備の遅れにより半数以上が合併浄化槽を設置していることから下水道が整備されてもつなぎ込まない世帯が出るのではと心配です。さらに子供がエリア外に転居するなど世帯分離の影響を受け高齢化が進んでおり、20年後には現在の半数以上が空き家になる可能性があります。この現状を考えると、いまさら下水道整備の必要性があるのかと言われてしまいます。そこで公共浄化槽事業が必要と考えます。現在個人が所有している合併浄化槽を市に譲渡し、市が維持管理を行う事業です。現在市の公共下水道を利用している世帯は污水处理費を賄っていない使用料で、足りない分は市からの補助を受けて生活排水を処理していると経営戦略の中に明記されています。浄化槽を設置している世帯は年間の維持管理に多くの費用を払って生活排水を処理しています。その差は2万円以上あるのではと言われています。公共下水道の維持管理に掛かる費用は、それに見合うような金額を使用する者から徴収するべきであると思う。 同じ市街化区域内に居住していて、都市計画税を多く支払い、整備予定から20数年以上も何の恩恵を受けられず、生活排水の処理費用を多く支払い続けられることは不公平を感じます。市全体の下水道整備面積の1%未満の地区はただただ我慢して、今後老朽化対策が加わるため後回しとなり、何年か先かわからない下水道を待っていると言うのでしょうか。 整備に時間と費用が掛かる下水道整備が困難と考えられるエリアは、国でも推奨しているように短時間で下水道整備費より安価な合併浄化槽を下水道整備の代替案とする公共浄化槽制度の導入の検討を早急に行って欲しい。	
--	--